

公 示

7月13日からの大雨に関し、災害救助法による救助を実施するに当たり、災害救助法第13条第1項の規定に基づき、事務の一部を江津市長に委任した。

記

1 事務の内容

災害救助法第4条第1項第1号から第3号に規定する救助（但し、第1号にあっては応急仮設住宅の供与を除く。）及び第5号から第10号に規定する救助の実施に関するその権限に係る事務（同法第7条から第10条までに規定する事務を含む。）

2 事務を行う期間

令和2年7月13日から応急救助の実施のために必要な期間

令和2年7月15日

島根県知事 丸山 達也